

人事委員会勧告等の概要について

徳島県人事委員会は、平成21年10月13日、徳島県議会議長及び徳島県知事に対して職員の給与等について報告及び勧告をしましたが、その概要は次のとおりです。

I 職員の給与と民間給与との比較

<月例給>

公民比較		公民較差(A-B)	
民間給与(A)	職員の給与(B)	較差額	較差率
379,966円	380,722円 (350,784円)	△756円 (29,182円)	△0.20% (8.32%)

(注) ()内は「職員の給与の特例に関する条例(平成19年条例第66号)」による臨時的給与削減措置後の数値。

<特別給(ボーナス)>

民間の年間支給割合	職員の年間支給月数
4.16月	4.50月

II 本年の給与改定等

1 給料表

給料表については、人事院勧告の内容に準じ、初任給を中心とした若年層を除き、引下げ(平均0.20%)改定。

給与構造改革に伴う経過措置額についても、給料表引下げ改定に見合う措置を実施。

2 期末手当・勤勉手当(ボーナス)

支給月数を0.35月分引下げ 4.50月分 → 4.15月分

(一般の職員の場合の支給月数)

平成21年度	6月期支給済み(凍結)	12月期	計
期末手当	1.25月 (0.15月)	1.50月【現行1.60月】	2.75月【現行3.00月】
勤勉手当	0.70月 (0.05月)	0.70月【現行0.75月】	1.40月【現行1.50月】
計	1.95月 (0.20月)	2.20月【現行2.35月】	4.15月【現行4.50月】

※ 本年6月期における期末手当及び勤勉手当欄の()内は、特例措置により凍結した支給月数を表し、その凍結月数分(0.2月分)は、引下げ分の一部に充当する。

平成22年度以降	6月期	12月期	計
期末手当	1.25月	1.50月	2.75月
勤勉手当	0.70月	0.70月	1.40月
計	1.95月	2.20月	4.15月

3 改定の実施時期

この改定を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）からの実施とする。

なお、公務と民間との給与を年間で均衡させるための所要の措置として、人事院に準じた計算方法により求められる調整率 $\Delta 0.2\%$ により年間調整を行うことが適当である。

具体的な調整方法は、次の（ア）及び（イ）に掲げる額を合算した額を基として、12月期に支給する期末手当から減じる方法によることとする。

（ア）本年4月に受けた給料等の月額合計額に、調整率 $\Delta 0.2\%$ を乗じて得た額に、

本年4月からこの改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

（イ）本年6月に支給された特別給（ボーナス）に調整率 $\Delta 0.2\%$ を乗じて得た額

4 その他の課題

（1）職員の所有に係る住居手当

本年の公民較差は、給料表の引下げ改定等により解消されるため、本年において当該手当を廃止することは適当ではないものの、今後他の都道府県の動向を注視しながら、廃止も含めて検討していく必要がある。

（2）義務教育等教員特別手当等

平成19年3月の中教審答申や手当等の制度の趣旨等を踏まえ検討した結果、本手当等については全国的に統一されることが望ましいと考えることから、全国人事委員会連合会における研究成果や他の都道府県との均衡を図ることが適当である。

（3）特殊勤務手当等

特殊勤務手当その他の諸手当については、支給の要否を含めた適正な手当のあり方について常に留意していく必要がある。

とりわけ、教員に特有の特殊勤務手当その他の諸手当については、国における教員給与の見直しを踏まえるなど、適切に対応していく必要がある。